

黒部市地域防災計画新旧対照表(平成23年1月修正)

修正箇所 ページ番号	新	旧	備考
P8	<p>(4) 防災施設の整備 本市を一級河川黒部川、二級河川布施川が流れており、豪雨により堤防の決壊が起きると、市全体に大きな被害を及ぼすことから、引き続き護岸堤の整備を図る必要がある。 また、地すべり、急傾斜地崩壊防止対策と併せ、土石流対策についても重点的に推進する必要がある。 なお、これまでのハード面を主体とした対策に加え、防災行政との連携を一層密にしたソフト面の対策が必要であり、平成17年4月に策定した黒部川流域洪水ハザードマップに加え、その他の中小河川についても洪水ハザードマップを策定するなど、平成21年4月にその他の中小河川についての黒部市洪水ハザードマップ(資料3-13、3-14)を策定した。今後、さらに現地に即応した予警報システム等を開発し、避難体制の確立を図る必要がある。</p>	<p>(4) 防災施設の整備 本市を一級河川黒部川、二級河川布施川が流れており、豪雨により堤防の決壊が起きると、市全体に大きな被害を及ぼすことから、引き続き護岸堤の整備を図る必要がある。 また、地すべり、急傾斜地崩壊防止対策と併せ、土石流対策についても重点的に推進する必要がある。 なお、これまでのハード面を主体とした対策に加え、防災行政との連携を一層密にしたソフト面の対策が必要であり、平成17年4月に策定した黒部川流域洪水ハザードマップに加え、その他の中小河川についても洪水ハザードマップを策定するなど、さらに現地に即応した予警報システム等を開発し、避難体制の確立を図る必要がある。</p>	<p>市内中小河川についての黒部市洪水ハザードマップを策定したことによる追記を行った。</p>
P9	<p>3 災害情報網の整備 災害時には、加入電話や携帯電話の輻輳、情報収集伝達手段の不備等から、避難指示、避難勧告や避難準備情報、応急対策活動などが遅れるおそれがある。 このため、防災行政無線及び消防無線の計画的な整備を促進するほか、国が整備を進めている全国瞬時警報システム(J-ALERT)に対応した体制を整備し、併せて、防災行政無線及び消防無線の計画的な整備に努める。 また、衛星携帯電話、携帯電話による電子メール、一般事業用無線、アマチュア無線、インターネット等による多ルート化の確保、災害時優先電話の登録・整備並びにラジオ、テレビ等のマスメディアの利用等総合的な情報網の確立を図る必要がある。</p>	<p>3 災害情報網の整備 災害時には、加入電話や携帯電話の輻輳、情報収集伝達手段の不備等から避難指示、避難勧告や避難準備情報、応急対策活動などが遅れるおそれがある。 このため、防災行政無線及び消防無線の計画的な整備を促進するほか、衛星携帯電話、携帯電話による電子メール、一般事業用無線、アマチュア無線、インターネット等による多ルート化の確保、災害時優先電話の登録・整備並びにラジオ、テレビ等のマスメディアの利用等総合的な情報網の確立を図る必要がある。</p>	<p>全国瞬時警報システム(J-ALERT)の整備が開始されたことにより追記を行った。</p>
P10	<p>(2) 地すべり、急傾斜地崩壊、土石流 次章災害危険箇所にあるとおり、市内には豪雨発生に伴う危険な箇所が多く、これらの危険箇所の点検及び警戒に十分な体制づくりが必要であるとともに、危険箇所等について調査、研究を実施し、国、県に働きかけながら積極的に対策工事を実施する必要がある。 現在、土砂災害防止法による土砂災害警戒区域の指定が県で進められており、市はこれらの区域について土砂災害ハザードマップを整備する。</p>	<p>(2) 地すべり、急傾斜地崩壊、土石流 次章災害危険箇所にあるとおり、市内には豪雨発生に伴う危険な箇所が多く、これらの危険箇所の点検及び警戒に十分な体制づくりが必要であるとともに、危険箇所等について調査、研究を実施し、国、県に働きかけながら積極的に対策工事を実施する必要がある。</p>	<p>土砂災害防止法第7条第3項により追記を行った。</p>
P13	<p>4 地震 富山県は、安定した地盤に恵まれ、過去に発生した大規模な地震の例は少ないが、阪神・淡路大震災や新潟県中越地震にもみられるように、地震は予想もしない所に突然発生し、甚大な被害をもたらすものであり、安心できるものではない。 大規模な地震は、建築物の倒壊、崖崩れ、老朽ため池崩壊等の被害を発生させるほか、本市の住宅には木造建築が多いため、火災が発生するおそれがある。このため、人命、財産の被害は、火災がなかった場合に比べ比較にならない被害となるため、避難計画等の充実が必要である。 特に、積雪時において地震が起きると、屋根雪の重みにより倒壊家屋も通常の場合に比して多くなることも考えられることから、将来の地震規模の予測を行い、その対応策の検討が必要である。 また、地下水位の高い砂質地盤では、地盤の液状化現象を生じやすいので、危険予想区域の設定や適切な対策の検討が必要である。 本市域を横断する活断層としては、黒菱山断層、牛首断層の2つの大きな活断層が確認されているほか、近年、魚津断層帯の存在が明らかになり、国による調査が進められている。 県内には、地震の発生源となり得る活断層が30以上確認又は推定されており、本市に最も影響があると考えられるものが、朝日町から本市の市街地を経て上市町まで32kmに及ぶ「魚津断層帯」である。当断層帯の今後30年以内の地震発生確率は0.4%以上とされ、我が国の主な活断層の中では確率がやや高い。当断層帯の全体が一度に活動した場合、マグニチュード7.3程度の地震が発生し、本市の大部分が震度6弱以上の強い揺れに見舞われることが推定され、直下型の場合は震度6強以上のさらに激しい揺れになるおそれがある。ただし、断層面の地下形状が不明確なことから過去の活動の資料が得られていないので、地震発生確率の信頼度は高くなく、さらなる調査が必要とされている。 富山県内の活断層【資料1-10】 本市における地震被害想定は、可住地域を横断する魚津断層帯又は黒菱山断層帯を震源とする阪神・淡路大震災級の直下型地震が発生した場合を想定して行う。 なお、被害量は、黒部市の人口約43,000人、世帯数約14,000世帯とし、他の条件は阪神・淡路大震災と同一として、阪神・淡路大震災の被害データを人口、世帯数で読みかえ替えて算出したものである。</p>	<p>4 地震 富山県は、安定した地盤に恵まれ、過去に発生した大規模な地震の例は少ないが、阪神・淡路大震災や新潟県中越地震にもみられるように、地震は予想もしない所に突然発生し、甚大な被害をもたらすものであり、安心できるものではない。 大規模な地震は、建築物の倒壊、崖崩れ、老朽ため池崩壊等の被害を発生させるほか、本市の住宅には木造建築が多いため、火災が発生するおそれがある。このため、人命、財産の被害は、火災がなかった場合に比べ比較にならない被害となるため、避難計画等の充実が必要である。 特に、積雪時において地震が起きると、屋根雪の重みにより倒壊家屋も通常の場合に比して多くなることも考えられることから、将来の地震規模の予測を行い、その対応策の検討が必要である。 また、地下水位の高い砂質地盤では、地盤の液状化現象を生じやすいので、危険予想区域の設定や適切な対策の検討が必要である。 本市域を横断する活断層としては、黒菱山断層、牛首断層の2つの大きな活断層が確認されているほか、近年、魚津断層帯の存在が明らかになり、国による調査が進められている。 富山県内の活断層【資料1-10】 本市における地震被害想定は、可住地域を横断する魚津断層帯又は黒菱山断層帯を震源とする阪神・淡路大震災級の直下型地震が発生した場合を想定して行う。 なお、被害量は、黒部市の人口約43,000人、世帯数約14,000世帯とし、他の条件は阪神・淡路大震災と同一として、阪神・淡路大震災の被害データを人口、世帯数で読みかえて算出したものである。</p>	<p>国による魚津断層帯の調査結果を踏まえ追記を行った。</p>

黒部市地域防災計画新旧対照表(平成23年1月修正)

修正箇所 ページ番号	新	旧	備考
P15	<p>5 津波・高波 生地、石田及び村椿地区の住宅が密集している地域は、海拔5m以下の地域が多く、堤防、離岸堤の整備途上にある現在、富山県北方沖で地震が発生した場合、津波の被害が予想される。富山県が平成8年に行った津波シミュレーションでは、糸魚川市沖でM7.6クラスの海底地震が発生した場合、発生後10分程度で37.5cm～60cm(1km沖合の数値)の津波が到達すると予測されている。ただし、海岸では海底地形などにより3倍以上の高さになることもあるといわれてされており、また、潮位が高い時間帯には特に警戒が必要である。今後は津波避難誘導標識等を設置するとともに、防災行政無線(同報系)等の活用や避難訓練の実施により、迅速な避難態勢の確立に努める必要がある。 また、津波来襲時においては、不法係留船舶が漂流し、港内係留船舶が港外へ緊急退避する際の航路障害物となるおそれがあることから、不法係留船舶の排除や適切な係留場所での管理に努めていく必要がある。</p> <p>6 高波 発達した低気圧による北からの強い風が継続し、南向きの風波とうねりが日本海を南下したとき、富山湾特有の海底谷等起伏に富んだ海底地形により局所的に波が集中することによる大規模な高波や台風等を原因とする高波が発生することがある。 その際、海岸堤防の消波・根固ブロックについては、近年の海岸侵食により砂浜が欠けた状況の下で、高波による基礎地盤の急激な洗掘により、沈下・流出・散乱し、さらに、堤防内の土砂が吸い出され、空洞化が進行し、堤防を倒壊させるおそれがある。 平成20年2月、本市を含む下新川海岸において海岸堤防が倒壊し、家屋の破壊や浸水被害が発生した。それを受けて、下新川海岸が国の水防警報海岸に指定されたところである。 今後は、国・県など関係機関との情報共有体制の確立及び防災行政無線(同報系)等の活用や避難訓練の実施により、迅速な避難態勢の確立に努める必要がある。</p>	<p>5 津波・高波 生地、石田及び村椿地区の住宅が密集している地域は、海拔5m以下の地域が多く、堤防、離岸堤の整備途上にある現在、富山県北方沖で地震が発生した場合、津波の被害が予想される。富山県が平成8年に行った津波シミュレーションでは、糸魚川市沖でM7.6クラスの海底地震が発生した場合、発生後10分程度で37.5cm～60cm(1km沖合の数値)の津波が到達すると予測されている。ただし、海岸では海底地形などにより3倍以上の高さになることもあるといわれており、また、潮位が高い時間帯には特に警戒が必要である。今後は津波避難誘導標識等を設置するとともに、防災行政無線(同報系)等の活用や避難訓練の実施により、迅速な避難態勢の確立に努める必要がある。 また、津波来襲時においては、不法係留船舶が漂流し、港内係留船舶が港外へ緊急退避する際の航路障害物となるおそれがあることから、不法係留船舶の排除や適切な係留場所での管理に努めていく必要がある。</p>	<p>平成20年2月発生の高波災害を踏まえ追記を行った。</p>
P16	<p>2 災害危険区域の現状(資料3-1) (1) 急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所及び土石流危険渓流 土砂災害危険箇所(急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所及び土石流危険渓流)及び土砂災害警戒区域等 (H17.1.31現在) 土砂災害警戒区域 19箇所 土砂災害(急傾斜地の崩壊、土石流、地すべり)が起こるおそれがある区域 土砂災害特別警戒区域 14箇所 土砂災害警戒区域のうち、建築物に損壊が生じ、市民に著しい危険を及ぼすおそれのある区域</p>	<p>2 災害危険区域の現状(資料3-1) (1) 急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所及び土石流危険渓流 (H17.1.31現在)</p>	<p>市内に、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域が指定されることから、指定区域33箇所の記載を行った。</p>
P21	<p>6 孤立集落対策 豪雪時に孤立が予想される集落の実情を調査把握し、地域住民を豪雪から守るため、必要な事前措置を行うものとするについては、日常機能の低下を極力防ぐため、次の基本方針により各種予防対策を講じる。 (1) 集落に関する基本情報の把握 市・県等の関係機関や自治会・消防団等の地元組織との連携のもと、集落の防災に関する基本情報(要援護者等の状況、防災資機材の備え、迂回路等の状況等)を台帳として整備し、集落と市で共有するように努める。 (2) 孤立時の連絡体制の確認 孤立時に固定電話や携帯電話がつかない場合なども想定し、無線通信や衛星携帯電話など、他の通信手段や連絡方法などを検討し、多様な連絡体制の整備を図る。 (3) 救助救急体制の検討 救急車による搬送が出来ない場合の対応について、あらかじめ検討し定めておく。 (4) 孤立に強い集落づくり 集落が数日間孤立した場合でも、集落内で生活を送ることができるよう、防災資機材の整備、食料・医薬品等の備蓄に努める。また、計画的にヘリコプター離発着場の整備をすすめる。</p>	<p>6 孤立集落対策 豪雪時に孤立が予想される集落の実情を調査把握し、地域住民を豪雪から守るため、必要な事前措置を行うものとする。</p>	<p>県「孤立集落予防・応急対策指針」の内容を踏まえ、予防対策の基本となる事項を体系的に記載した。</p>

黒部市地域防災計画新旧対照表(平成23年1月修正)

修正箇所 ページ番号	新	旧	備考
P23	<p>6 特別警戒水位避難判断水位の周知 市は、県と協力し、災害の発生を特に警戒すべき中小河川の特別警戒水位避難判断水位について、流域住民への周知を図るものとする。</p> <p>7 孤立集落対策 異常降雨による土砂災害等により孤立のおそれのある集落については、日常機能の低下を防ぐため、[第4節 雪害による災害予防 6孤立集落対策]を準用し、各種予防措置を講じる。</p> <p>78 防災情報ホームページの周知 市は、県や国土交通省(黒部河川事務所)、富山地方気象台等と協力して、市民に対し防災情報ホームページの周知に取り組むなど、正確で迅速な情報提供に努めることとする。 (1) 防災関連情報等ホームページ【資料4-78】 ・防災ネット富山(国土交通省) http://www.palette.go.jp/bousainet/ ・富山防災WEB(富山県) http://www.bousai.pref.toyama.jp/ ・気象庁 http://www.jma.go.jp/ ・富山県土砂災害危険箇所区域図 http://www.pref.toyama.jp/sections/1505/hazardmap/topmap.htm</p>	<p>6 特別警戒水位の周知 市は、県と協力し、災害の発生を特に警戒すべき中小河川の特別警戒水位避難判断水位について、流域住民への周知を図るものとする。</p> <p>7 防災情報ホームページの周知 市は、県や国土交通省(黒部河川事務所)、富山地方気象台等と協力して、市民に対し防災情報ホームページの周知に取り組むなど、正確で迅速な情報提供に努めることとする。 (1) 防災関連情報等ホームページ【資料4-7】 ・防災ネット富山(国土交通省) http://www.palette.go.jp/bousainet/ ・富山防災WEB(富山県) http://www.bousai.pref.toyama.jp/ ・気象庁 http://www.jma.go.jp/ ・富山県土砂災害危険箇所区域図 http://www.pref.toyama.jp/sections/1505/hazardmap/topmap.htm</p>	<p>県「孤立集落予防・応急対策指針」の内容を踏まえ、予防対策の基本となる事項を体系的に記載した。</p>
P24	<p>(2) 予防行政の強化充実 オ 住宅用火災警報器設置の促進 住宅火災での死亡者の約7割は逃げ遅れによるものといわれており、消防法により設置が義務化された住宅用火災警報器の有効性について周知を図り、市内での設置を促進する。</p>	<p>(2) 予防行政の強化充実 オ 住宅用火災警報器設置の促進 住宅火災での死亡者の約7割は逃げ遅れによるものといわれており、火災警報器の有効性について周知を図り、市内での設置を促進する。</p>	<p>消防法により住宅用火災警報器の設置が義務付けられたことを受けての記載を変更した。</p>
P27	<p>第8節 大規模地震対策</p> <p>2 地盤災害及び孤立集落の予防 地震は、地すべり、崖くずれ、地割れ等の地盤災害を誘発する。 崩壊地、造成地、液状化予想区域、軟弱地盤地等については、適正な規制及び指導に努めるものとする。 また、地震による土砂災害により孤立するおそれがある集落に対しては、日常機能の低下を防ぐため、[第4節 雪害による災害予防 6孤立集落対策]を準用し、各種予防措置を講じる。</p>	<p>第8節 大規模地震対策</p> <p>2 地盤災害の予防 地震は、地すべり、崖くずれ、地割れ等の地盤災害を誘発する。 崩壊地、造成地、液状化予想区域、軟弱地盤地等については、適正な規制及び指導に努めるものとする。</p>	<p>県「孤立集落予防・応急対策指針」の内容を踏まえ、予防対策の基本となる事項を体系的に記載した。</p>
P28	<p>第9節 津波・高波災害予防 黒部本市の海岸線は、生地、石田、村椿地区に代表されるようにおいて住宅の密集度が高く、津波、高波等が発生すると、多くの人を素早く避難誘導する必要があることから、情報伝達システムの整備を進める必要がある。 1 津波・高波危険区域 市内海岸線地域で、海拔5m以下の区域を津波危険区域とする。なお、国は、下新川海岸を水防法に基づく水防警報海岸に指定している。 (資料3-1820)</p>	<p>第9節 津波・高波災害予防 黒部市の海岸線は、生地、石田、村椿地区に代表されるように住宅の密集度が高く、津波、高波等が発生すると、多くの人を素早く避難誘導する必要があることから、情報伝達システムの整備を進める必要がある。 1 津波危険区域 市内海岸線地域で、海拔5m以下の区域を津波危険区域とする。 (資料3-18)</p>	<p>市内の下新川海岸が水防法に基づく水防警報海岸に指定されたことを受けて追記を行った。</p>
P29	<p>3 危険区域の監視 津波警報の発令及び地震による津波警報の発令及び高波に伴う下新川海岸水防警報が発令されたとき並びに潮位の異常が認められたときは、関係機関は、それぞれ海岸線及び危険区域について巡視を行うものとし、漁業協同組合に連絡するとともに、当該区域に監視のため消防団員等を配置するものとする。</p>	<p>3 危険区域の監視 津波警報の発令及び潮位の異常が認められたときは、関係機関はそれぞれ海岸線及び危険区域について巡視を行うものとし、漁業協同組合に連絡するとともに当該区域に監視のため消防団員等を配置するものとする。</p>	<p>市内の下新川海岸が水防法に基づく水防警報海岸に指定されたことを受けて追記を行った。</p>

黒部市地域防災計画新旧対照表(平成23年1月修正)

修正箇所 ページ番号	新	旧	備考
P35	<p>6 地域住民等に対する周知徹底 避難を迅速、安全に実施するため、平素から地域住民等に広報誌、防災パンフレット、避難訓練等により、地域の災害危険性、避難勧告、指示の伝達手段、避難場所、避難経路、避難時の注意事項等について周知徹底を図る。また、地域住民はあらかじめ家族防災会議を実施して防災について話し合い、災害時の役割分担、避難場所、避難場所までの道順、家族との連絡手段などについて家族全員で確認するよう努めるものとする。なお、家族との連絡手段については、災害用伝言ダイヤルや携帯電話電子メール等の活用が有効と考えられることから、市(総務班)は、西日本電信電話株式会社及びNTTドコモ北陸株式会社電気通信事業者と協力して、市民への周知に努めていく。</p> <p>7 各種災害時における避難勧告等の発令 黒部市避難判断・伝達マニュアル(資料15)に基づき、各種災害発生時の避難単位は地区単位とする。なお、避難勧告等の発令にあたっては、避難が夜間にあつた場合は、避難が夜間にあつたことのないよう早めの発令を行う。</p>	<p>6 地域住民等に対する周知徹底 避難を迅速、安全に実施するため、平素から地域住民等に広報誌、防災パンフレット、避難訓練等により、地域の災害危険性、避難勧告、指示の伝達手段、避難場所、避難経路、避難時の注意事項等について周知徹底を図る。また、地域住民はあらかじめ家族防災会議を実施し、災害時の役割分担、避難場所、避難場所までの道順、家族との連絡手段などについて家族全員で確認するよう努めるものとする。なお、家族との連絡手段については、災害用伝言ダイヤルや携帯電話電子メール等の活用が有効と考えられることから、市(総務班)は、西日本電信電話株式会社及びNTTドコモ北陸株式会社と協力して、市民への周知に努めていく。</p>	<p>黒部市避難判断・伝達マニュアルが策定されたことを受けての記載の変更。</p>
P38,39	<p>第22節 災害時要援護者対策 1 災害時要援護者の把握 本市に居住する高齢者、障害者、妊産婦及び乳幼児、外国人等いわゆる災害時要援護者について、市(災害救助班)では、常に現況を把握しておくとともに個々人に対応した避難支援計画の作成に努めるものとする。福祉関係者、民生委員児童委員等の協力のもと、市内における災害時要援護者の把握に努める。また、市民環境課は、外国人等の日常会話が困難な者の居住状況等について把握しておく。</p> <p>2 避難施設の整備(バリアフリー化) 市は、避難先での災害時要援護者の生活が確保されるよう、避難場所、避難施設において段差等の解消を図る等災害時要援護者への対応設備を充実する。</p> <p>3 各担当部が果たすべき災害時要援護者対策 (1) 市民生活部 ア 在宅災害時要援護者対策 市民生活部は在宅福祉施策など災害時要援護者対策と係わりが深い部門であるので、それらの施策を実施する際に防災施策との関連を検討し、より有効なものにするよう努めるとともに、ホームヘルパーに家庭における防災対策について研修を行い、在宅要援護者等への知識の普及に努める。「黒部市災害時要援護者避難支援プラン(全体計画)」を策定するとともに、関係機関・団体等と連携して、その推進を図る。さらに、福祉関係者と連携して、災害時要援護者一人ひとりの避難支援計画(個別計画)の作成に努める。 また、災害対策マニュアル等の作成による普及啓発に努めるとともに、在宅の災害時要援護者の生活支援を図る。 ① 社会福祉施設への緊急入所について ② 災害時要援護者への情報提供について ③ 避難所等における相談体制の整備について ④ 居宅や避難所における災害時要援護者の実態調査とサービスの提供について イ 災害時要援護者が多数入所(通所)する福祉施設の災害対策 災害時要援護者が多数入所(通所)している福祉施設について、避難が必要と考えられる場合には、その体制の確保等の対策を事前に計画しておく。</p>	<p>第22節 災害時要援護者対策 1 災害時要援護者の把握 本市に居住する高齢者、障害者、乳幼児、外国人等いわゆる災害時要援護者について、市(災害救助班)では、常に現況を把握しておくとともに個々人に対応した避難支援計画の作成に努めるものとする。また、市民環境課は、外国人等の日常会話が困難な者の居住状況等について把握しておく。</p> <p>2 避難施設の整備(バリアフリー化) 市は、避難先での災害時要援護者の生活が確保されるよう、避難場所、避難施設において段差等の解消を図る等災害時要援護者への対応設備を充実する。</p> <p>3 各担当部が果たすべき災害時要援護者対策 (1) 市民生活部 ア 在宅災害時要援護者対策 市民生活部は在宅福祉施策など災害時要援護者対策と係わりが深い部門であるので、それらの施策を実施する際に防災施策との関連を検討し、より有効なものにするよう努めるとともに、ホームヘルパーに家庭における防災対策について研修を行い、在宅要援護者等への知識の普及に努める。また、災害対策マニュアル等の作成による普及啓発に努めるとともに、在宅の災害時要援護者の生活支援を図る。 ① 社会福祉施設への緊急入所について ② 災害時要援護者への情報提供について ③ 避難所等における相談体制の整備について ④ 居宅や避難所における災害時要援護者の実態調査とサービスの提供について イ 災害時要援護者が多数入所(通所)する福祉施設の災害対策 災害時要援護者が多数入所(通所)している福祉施設について、避難が必要と考えられる場合には、その体制の確保等の対策を事前に計画しておく。</p>	<p>災害時要援護者の把握方法を明確化し、「黒部市災害時要援護者避難支援プラン(全体計画)」等の対策を推進するため追記を行った。</p>
P41	<p>(4) 耐震診断と耐震補強 災害対策本部を設置する市役所庁舎のうち、黒部庁舎は、耐震性を有する新庁舎を建設するものとするが、当面現庁舎の備品、什器等の倒壊・落下による被害を最小限にとどめるよう対策を講じる。耐震診断を行い、耐震性に問題がある場合は、耐震補強等の対策を講ずる。</p>	<p>(4) 耐震診断と耐震補強 災害対策本部を設置する市役所庁舎の耐震診断を行い、耐震性に問題がある場合は、耐震補強等の対策を講ずる。</p>	<p>新庁舎建設の決定、現庁舎の耐震対策についての変更を受けての記載の変更。</p>

黒部市地域防災計画新旧対照表(平成23年1月修正)

修正箇所 ページ番号	新	旧	備考																								
P47	<p>第30節 自主防災組織の整備 災害による被害の防止又は軽減を図るため、地域住民又は施設の関係者による自主的な防災組織の整備を促進する。</p> <p>1 自主防災組織の結成促進 本市の現状における自主防災組織の結成率は、平成22年1月現在100%であり、19年1月現在97.4%であり、全国平均を上回っている。市、消防本部並びに及び消防団は、地域住民の自主性を尊重しつつ、次の事項を重点的に実施するとともに、その結成を促進し、市内全域での組織率100%を目指す。また、市は、自主防災組織の活動のための資機材を積極的に貸与することとしとともに、平成21年度末までに全ての自主防災組織への資機材整備完了を目指すとともに、協議会組織を立ち上げ、自主防災組織間相互の情報の共有化を図っていく。</p>	<p>第30節 自主防災組織の整備 災害による被害の防止又は軽減を図るため、地域住民又は施設の関係者による自主的な防災組織の整備を促進する。</p> <p>1 自主防災組織の結成促進 本市の現状における自主防災組織の結成率は、19年1月現在97.4%であり、全国平均を上回っている。市、消防本部並びに消防団は、地域住民の自主性を尊重しつつ、次の事項を重点的に実施するとともに、その結成を促進し、市内全域での組織率100%を目指す。また、市は、自主防災組織の活動のための資機材を積極的に貸与することとし、平成21年度末までに全ての自主防災組織への資機材整備完了を目指すとともに、協議会組織を立ち上げ、自主防災組織間相互の情報の共有化を図っていく。</p>	<p>市内自主防災組織の結成率が100%となったことを受けて記載を変更した。</p>																								
P52	<p>第2節 職員招集配備計画 1 配備基準</p> <table border="1" data-bbox="286 496 931 975"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>配備基準</th> <th>配備体制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1非常配備 (準備体制)</td> <td>1 大雨、大雪、洪水、暴風強風及び高潮注意報のいずれかが発表され危険な状態が予想されるとき。 2 震度4の地震が発生したとき。 3 下新川海岸水防警報「待機・準備」が発令されたとき。 3.4 その他状況判断により市長が必要と認めたとき。</td> <td>特に関係のある部課の小人数で情報収集及び連絡活動等が円滑に行うことができる体制をとる。 第2非常配備に移行できる体制とする。</td> </tr> <tr> <td>第2非常配備 (警戒体制) [警戒本部の設置]</td> <td>1 大雨、大雪、洪水、暴風強風及び津波等の警報のいずれかが発表され危険な状態が予想されるとき。 2 震度5弱又は震度5強の地震が発生したとき。 3 下新川海岸水防警報「出勤」が発令されたとき。 3.4 その他状況判断により市長が必要と認めたとき。</td> <td>災害応急対策に関係ある各部課の所要人員で、情報収集連絡活動及び応急措置を実施し、状況により、第3非常配備に直ちに切り換えることができる体制とする。</td> </tr> <tr> <td>第3非常配備 (非常体制) [災害対策本部の設置]</td> <td>1 市全域にわたり、被害が発生するおそれがある場合又は地域的な被害が特に甚大であると予想される場合。 2 震度6弱以上の地震が発生したとき。 3 その他状況判断により市長が必要と認めたとき。</td> <td>災害応急対策の万全を期するため職員及び防災関係者は全員待機し、事態に即応した業務に従事する。</td> </tr> </tbody> </table>	種別	配備基準	配備体制	第1非常配備 (準備体制)	1 大雨、大雪、洪水、暴風強風及び高潮注意報のいずれかが発表され危険な状態が予想されるとき。 2 震度4の地震が発生したとき。 3 下新川海岸水防警報「待機・準備」が発令されたとき。 3.4 その他状況判断により市長が必要と認めたとき。	特に関係のある部課の小人数で情報収集及び連絡活動等が円滑に行うことができる体制をとる。 第2非常配備に移行できる体制とする。	第2非常配備 (警戒体制) [警戒本部の設置]	1 大雨、大雪、洪水、暴風強風及び津波等の警報のいずれかが発表され危険な状態が予想されるとき。 2 震度5弱又は震度5強の地震が発生したとき。 3 下新川海岸水防警報「出勤」が発令されたとき。 3.4 その他状況判断により市長が必要と認めたとき。	災害応急対策に関係ある各部課の所要人員で、情報収集連絡活動及び応急措置を実施し、状況により、第3非常配備に直ちに切り換えることができる体制とする。	第3非常配備 (非常体制) [災害対策本部の設置]	1 市全域にわたり、被害が発生するおそれがある場合又は地域的な被害が特に甚大であると予想される場合。 2 震度6弱以上の地震が発生したとき。 3 その他状況判断により市長が必要と認めたとき。	災害応急対策の万全を期するため職員及び防災関係者は全員待機し、事態に即応した業務に従事する。	<p>第2節 職員招集配備計画 1 配備基準</p> <table border="1" data-bbox="1120 496 1778 898"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>配備基準</th> <th>配備体制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1非常配備 (準備体制)</td> <td>1 大雨、大雪、洪水、風雨及び高潮注意報のいずれかが発表され危険な状態が予想されるとき。 2 震度4の地震が発生したとき。 3 その他市長が必要と認めたとき。</td> <td>特に関係のある部課の小人数で情報収集及び連絡活動等が円滑に行うことができる体制をとる。 第2非常配備に移行できる体制とする。</td> </tr> <tr> <td>第2非常配備 (警戒体制) [警戒本部の設置]</td> <td>1 大雨、大雪、洪水、暴風雨及び津波等の警報のいずれかが発表され危険な状態が予想されるとき。 2 震度5弱又は震度5強の地震が発生したとき。 3 その他市長が必要と認めたとき。</td> <td>災害応急対策に関係ある各部課の所要人員で、情報収集連絡活動及び応急措置を実施し、状況により、第3非常配備に直ちに切り換えることができる体制とする。</td> </tr> <tr> <td>第3非常配備 (非常体制) [災害対策本部の設置]</td> <td>1 市全域にわたり、被害が発生するおそれがある場合又は地域的な被害が特に甚大であると予想される場合。 2 震度6弱以上の地震が発生したとき。 3 その他市長が必要と認めたとき。</td> <td>災害応急対策の万全を期するため職員及び防災関係者は全員待機し、事態に即応した業務に従事する。</td> </tr> </tbody> </table>	種別	配備基準	配備体制	第1非常配備 (準備体制)	1 大雨、大雪、洪水、風雨及び高潮注意報のいずれかが発表され危険な状態が予想されるとき。 2 震度4の地震が発生したとき。 3 その他市長が必要と認めたとき。	特に関係のある部課の小人数で情報収集及び連絡活動等が円滑に行うことができる体制をとる。 第2非常配備に移行できる体制とする。	第2非常配備 (警戒体制) [警戒本部の設置]	1 大雨、大雪、洪水、暴風雨及び津波等の警報のいずれかが発表され危険な状態が予想されるとき。 2 震度5弱又は震度5強の地震が発生したとき。 3 その他市長が必要と認めたとき。	災害応急対策に関係ある各部課の所要人員で、情報収集連絡活動及び応急措置を実施し、状況により、第3非常配備に直ちに切り換えることができる体制とする。	第3非常配備 (非常体制) [災害対策本部の設置]	1 市全域にわたり、被害が発生するおそれがある場合又は地域的な被害が特に甚大であると予想される場合。 2 震度6弱以上の地震が発生したとき。 3 その他市長が必要と認めたとき。	災害応急対策の万全を期するため職員及び防災関係者は全員待機し、事態に即応した業務に従事する。	<p>職員配備基準に下新川海岸水防警報の記述を追加。</p>
種別	配備基準	配備体制																									
第1非常配備 (準備体制)	1 大雨、大雪、洪水、暴風強風及び高潮注意報のいずれかが発表され危険な状態が予想されるとき。 2 震度4の地震が発生したとき。 3 下新川海岸水防警報「待機・準備」が発令されたとき。 3.4 その他状況判断により市長が必要と認めたとき。	特に関係のある部課の小人数で情報収集及び連絡活動等が円滑に行うことができる体制をとる。 第2非常配備に移行できる体制とする。																									
第2非常配備 (警戒体制) [警戒本部の設置]	1 大雨、大雪、洪水、暴風強風及び津波等の警報のいずれかが発表され危険な状態が予想されるとき。 2 震度5弱又は震度5強の地震が発生したとき。 3 下新川海岸水防警報「出勤」が発令されたとき。 3.4 その他状況判断により市長が必要と認めたとき。	災害応急対策に関係ある各部課の所要人員で、情報収集連絡活動及び応急措置を実施し、状況により、第3非常配備に直ちに切り換えることができる体制とする。																									
第3非常配備 (非常体制) [災害対策本部の設置]	1 市全域にわたり、被害が発生するおそれがある場合又は地域的な被害が特に甚大であると予想される場合。 2 震度6弱以上の地震が発生したとき。 3 その他状況判断により市長が必要と認めたとき。	災害応急対策の万全を期するため職員及び防災関係者は全員待機し、事態に即応した業務に従事する。																									
種別	配備基準	配備体制																									
第1非常配備 (準備体制)	1 大雨、大雪、洪水、風雨及び高潮注意報のいずれかが発表され危険な状態が予想されるとき。 2 震度4の地震が発生したとき。 3 その他市長が必要と認めたとき。	特に関係のある部課の小人数で情報収集及び連絡活動等が円滑に行うことができる体制をとる。 第2非常配備に移行できる体制とする。																									
第2非常配備 (警戒体制) [警戒本部の設置]	1 大雨、大雪、洪水、暴風雨及び津波等の警報のいずれかが発表され危険な状態が予想されるとき。 2 震度5弱又は震度5強の地震が発生したとき。 3 その他市長が必要と認めたとき。	災害応急対策に関係ある各部課の所要人員で、情報収集連絡活動及び応急措置を実施し、状況により、第3非常配備に直ちに切り換えることができる体制とする。																									
第3非常配備 (非常体制) [災害対策本部の設置]	1 市全域にわたり、被害が発生するおそれがある場合又は地域的な被害が特に甚大であると予想される場合。 2 震度6弱以上の地震が発生したとき。 3 その他市長が必要と認めたとき。	災害応急対策の万全を期するため職員及び防災関係者は全員待機し、事態に即応した業務に従事する。																									
P54	<p>(2) 水防警報 水防法に基づき、国土交通大臣若しくは、知事が指定する河川等又は海岸において、洪水等及び高波による被害の発生が予想されるとき、国土交通大臣(黒部河川事務所長)又は知事が発表する警報である。 水防警報河川及びその区域等【資料2-2】 水防警報海岸及びその区域等【資料2-3】 河川情報の伝達系統【資料4-2】 海岸情報の伝達系統【資料4-3】 水防法に定める警報等</p> <p>ア 河川における水防活動は、おおむね次の段階により必要な警報を発表する。 警報を発令する場合の具体的基準は、富山県水防計画による。</p> <p>イ 警報を発令する場合の具体的基準は、富山県水防計画によるものとする。 海岸における水防活動は、別に定める段階により必要な警報を発表する。 警報を発令する場合の具体的基準は、下新川海岸(生地以东・以西)における水防警報発令基準による。 下新川海岸における水防警報の種類及び発令基準【資料2-4】</p>	<p>(2) 水防警報 水防法に基づき、国土交通大臣若しくは、知事が指定する河川等において、洪水等による被害の発生が予想されるとき、国土交通大臣(黒部河川事務所長)又は知事が発表する警報である。 水防警報河川及びその区域等 (資料2-2) 河川情報の伝達系統(資料4-2) 水防法に定める警報等</p> <p>ア 水防活動は、おおむね次の段階により必要な警報を発表する。 イ 警報を発令する場合の具体的基準は、富山県水防計画によるものとする。</p>	<p>下新川海岸(生地以东・以西)における水防警報海岸及びその区域・水防警報発令基準の追記を行った。</p>																								

黒部市地域防災計画新旧対照表(平成23年1月修正)

修正箇所 ページ番号	新	旧	備考
P64	<p>市長(総務班)は、避難の勧告又は指示を発したときは、ただちにその旨を知事県に報告するものとする。また、今後の事態の推移によっては避難勧告等の発令が予測される場合には、あらかじめ避難準備情報を発表するよう努めるとともに、速やかに知事県に報告するものとする。なお、市は、避難準備情報、避難の勧告、指示等において必要となる避難すべき区域や判断基準を明確にした避難勧告等の判断・伝達マニュアルの事前作成に努めるものとし、市が発令する避難準備情報、避難の勧告、指示等については、避難すべき区域や判断基準を明確にした避難勧告等の判断・伝達マニュアルに基づき発令する。河川に関する避難基準については、下記に定めるもの他ほか、水防計画で定めるものとする。</p> <p>黒部市避難判断・伝達マニュアル(資料15)</p> <p>2 避難勧告及び指示の実施区分</p> <p>(1) 富山地方気象台や防災関係機関より災害に関する警報が発表され、避難を要すると判断される時。</p> <p>(2) 黒部河川事務所及び富山地方気象台から黒部川洪水予報が発表され、避難を要すると判断される時。</p> <p>(3) 黒部河川事務所から下新川海岸水防警報が発令され、避難を要すると判断される時。</p> <p>(4) 富山県及び富山地方気象台から土砂災害警戒情報が発表され、避難を要すると判断される時。</p> <p>(3)(5) 地すべり、山崩れ、がけ崩れ、なだれ、津波等により災害が発生するおそれがあるとき。 地すべり、なだれ、津波等により災害が発生するおそれがあるとき。</p> <p>(4)(6) 河川の水位が特別警戒水位に達し、避難を要すると判断されるとき河川の水位が避難判断水位に達し、避難を要すると判断されるとき。</p> <p>(7) 河川の上流地域が水害を受け、下流の地域に危険があるとき。</p> <p>(8) その他住民市民の生命又は身体を災害から保護するのため必要と認められるとき。</p>	<p>市長(総務班)は、避難の勧告又は指示を発したときは、ただちにその旨を知事に報告するものとする。また、今後の事態の推移によっては避難勧告等の発令が予測される場合には、あらかじめ避難準備情報を発表するよう努めるとともに、速やかに知事に報告するものとする。なお、市は、避難準備情報、避難の勧告、指示等において必要となる避難すべき区域や判断基準を明確にした避難勧告等の判断・伝達マニュアルの事前作成に努めるものとし、河川に関する避難基準については、下記に定めるもの他、水防計画で定めるものとする。</p> <p>2 避難勧告及び指示の実施区分</p> <p>(1) 富山地方気象台や防災関係機関より災害に関する警報が発表され、避難を要すると判断される時。</p> <p>(2) 黒部河川事務所及び富山地方気象台から黒部川洪水予報が発表され、避難を要すると判断される時。</p> <p>(3) 地すべり、山崩れ、がけ崩れ、なだれ、津波等により災害が発生するおそれがあるとき。</p> <p>(4) 河川の水位が特別警戒水位に達し、避難を要すると判断される時。</p> <p>(5) 河川の上流地域が水害を受け、下流の地域に危険があるとき。</p> <p>(6) その他住民の生命又は身体を災害から保護するのに必要と認められるとき。</p>	<p>黒部市避難判断・伝達マニュアルが策定されたことを受けての記載を変更した。</p> <p>下新川海岸水防警報、土砂災害警戒情報の追記を行った。</p>
P67	<p>第12節 住宅応急対策計画</p> <p>1 実施責任者</p> <p>実施は、市長(災害救助班及び都市計画班)が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事県が実施し、市長は補助機関として実施する。</p>	<p>第12節 住宅応急対策計画</p> <p>1 実施責任者</p> <p>実施は、市長(災害救助班)が行う。ただし、災害救助法が適用された場合は知事が実施し、市長は補助機関として実施する。</p>	<p>住宅応急対策に係る業務は両班で実施することを受け修正した。</p>
P81~82	<p>3 災害相互応援【資料10-1】</p> <p>市長市は、知事県又は他の市町村長から応援を求められたときは、特別の事情がない限り、要請に応じるものとする。</p> <p>なお、災害時相互応援協定締結市に対する職員の派遣及び応援要請は、それぞれの協定書の規定に基づき行う。</p> <p>災害時相互応援協定(福井県大野市—平成11年10月12日)【資料10-2】</p> <p>災害時における姉妹都市相互の応援に関する協定(北海道根室市—平成11年11月18日)【資料10-3】</p> <p>災害等の相互応援給水に関する覚書(魚津市—平成9年4月1日)【資料10-4】</p> <p>4 防災関係民間団体等に対する応援要請</p> <p>市長(総務班)は、災害時の応急対策をより効果的に遂行するため、必要と認めるときは、市の区域における民間団体等の協力を得るものとする。</p> <p>市は、災害時における協力に関する協定を締結している民間団体に対して、各協定書の規定に基づき協力要請する。</p> <p>なお、黒部市内郵便局及び北陸コカ・コーラボトリング株式会社との災害対策対応に関する協力要請等は、協定書の規定に基づき行う。</p> <p>災害時における黒部市と郵便局間事業株式会社の協力に関する協定書(平成11年2月24日)【資料10-5】</p> <p>災害時相互応援協定(北陸コカ・コーラボトリング株式会社—平成18年9月1日)【資料10-6】</p> <p>災害時における緊急用燃料の供給に関する協定書(富山県LPガス協会黒部支部)【資料10-7】</p> <p>災害時における飲料等の提供協力に関する協定書(アサヒ飲料株式会社中部北陸支社、アサヒ飲料株式会社北陸工場、アサヒカルピスビバレッジ株式会社近畿圏支社)【資料10-8】</p> <p>災害時における応急対策活動に関する協定書(財団法人北陸電気保安協会)【資料10-9】</p> <p>災害時における市有施設の応急対策業務に関する協定書(黒部市電設工業会)【資料10-10】</p>	<p>3 災害相互応援【資料10-1】</p> <p>市長は、知事又は他の市町村長から応援を求められたときは、特別の事情がない限り、要請に応じるものとする。</p> <p>なお、災害時相互応援協定締結市に対する職員の派遣及び応援要請は、それぞれの協定書の規定に基づき行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時相互応援協定(福井県大野市 平成11年10月12日)【資料10-2】 ・ 災害時における姉妹都市相互の応援に関する協定(北海道根室市 平成11年11月18日)【資料10-3】 ・ 災害等の相互応援給水に関する覚書(魚津市 平成9年4月1日)【資料10-4】 <p>4 防災関係民間団体等に対する応援要請</p> <p>市長(総務班)は、災害時の応急対策をより効果的に遂行するため必要と認めるときは、市の区域における民間団体等の協力を得るものとする。</p> <p>なお、黒部市内郵便局及び北陸コカ・コーラボトリング株式会社との災害対策対応に関する協力要請等は、協定書の規定に基づき行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時における黒部市と郵便局間の協力に関する協定書(平成11年2月24日)【資料10-5】 ・ 災害時相互応援協定(北陸コカ・コーラボトリング株式会社 平成18年9月1日)【資料10-6】 	<p>災害応援協定締結企業の増加を受けての追記を行った。</p>

黒部市地域防災計画新旧対照表(平成23年1月修正)

修正箇所 ページ番号	新	旧	備考																		
P94	<p>第32節 大規模地震対策計画 この計画は、大規模な地震が発生し、又は発生するおそれがある場合において、被害の拡大防止に努め、市民の身体及び財産の保護を図ろうとするものである。 また、気象庁が提供する緊急地震速報を活用した防災対策を推進し、地震による被害の軽減を図る。</p>	<p>第32節 大規模地震対策計画 この計画は、大規模な地震が発生し、又は発生するおそれがある場合において、被害の拡大防止に努め、市民の身体及び財産の保護を図ろうとするものである。</p>	<p>気象庁による緊急地震速報の運用開始を受けての追記を行った。</p>																		
P100～101	<p>21 避難所の運営 (4) ペット対策</p> <p>第34節 孤立集落対策計画 災害の発生に伴う交通手段の寸断等により発生する孤立集落に対して、次のとおり対策を講じる。</p> <p>1 応急対策の概要 孤立集落発生時における応急対策の概要は、下表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="309 502 864 1029"> <thead> <tr> <th>集落での応急対策</th> <th>市での応急対策</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 住民の安否確認、避難誘導 ・住民の安全確保 など ↓</td> <td>1 集落の孤立発生の確認 ・アクセス道路等の被災状況 ・集落基本台帳の確認 ↓</td> </tr> <tr> <td>2 負傷者等の救助、応急手当 ・防災資機材、救急用品の使用など ↓</td> <td>2 集落代表者との通信連絡 ・負傷者、住民の安否 ↓</td> </tr> <tr> <td>3 被害状況の把握、市への報告 ・負傷者、住民の安否 ・食料品、ライフラインの状況など ↓</td> <td>3 負傷者等の救出救助の実施、要請 ↓</td> </tr> <tr> <td>4 集落内の避難所等での集団生活 ・集団生活の留意点の確認など ↓</td> <td>4 県への状況報告 ・負傷者、住民の状況など ↓</td> </tr> <tr> <td>5 生活物資の確保、要請、調達 ・必要物資リストの確認など ↓</td> <td>5 集落へのアクセス道路、ライフラインの確保の要請 ↓</td> </tr> <tr> <td>6 集落外部の避難所への集団避難</td> <td>6 集落への生活物資の搬送や要請 ↓</td> </tr> <tr> <td>※市町村との定期的な連絡 ・状況報告、各種支援要請など</td> <td>7 二次災害予防対策の実施や要請 ↓</td> </tr> <tr> <td></td> <td>8 集落内外への避難等の必要性検討 避難勧告・指示 集落外の避難所の確保、対応要請 ※集落代表との定期的な交信 ・県への定期的な状況報告</td> </tr> </tbody> </table> <p>※各応急対策は、同時に対応しなければならない場合がある。</p>	集落での応急対策	市での応急対策	1 住民の安否確認、避難誘導 ・住民の安全確保 など ↓	1 集落の孤立発生の確認 ・アクセス道路等の被災状況 ・集落基本台帳の確認 ↓	2 負傷者等の救助、応急手当 ・防災資機材、救急用品の使用など ↓	2 集落代表者との通信連絡 ・負傷者、住民の安否 ↓	3 被害状況の把握、市への報告 ・負傷者、住民の安否 ・食料品、ライフラインの状況など ↓	3 負傷者等の救出救助の実施、要請 ↓	4 集落内の避難所等での集団生活 ・集団生活の留意点の確認など ↓	4 県への状況報告 ・負傷者、住民の状況など ↓	5 生活物資の確保、要請、調達 ・必要物資リストの確認など ↓	5 集落へのアクセス道路、ライフラインの確保の要請 ↓	6 集落外部の避難所への集団避難	6 集落への生活物資の搬送や要請 ↓	※市町村との定期的な連絡 ・状況報告、各種支援要請など	7 二次災害予防対策の実施や要請 ↓		8 集落内外への避難等の必要性検討 避難勧告・指示 集落外の避難所の確保、対応要請 ※集落代表との定期的な交信 ・県への定期的な状況報告	<p>21 避難所の運営 (4) ペット対策</p> <p>第33節 市民相談計画</p>	<p>災害時の孤立集落発生に備えた応急対策の概要及び応急対策の実施方法についての追記を行った。</p>
集落での応急対策	市での応急対策																				
1 住民の安否確認、避難誘導 ・住民の安全確保 など ↓	1 集落の孤立発生の確認 ・アクセス道路等の被災状況 ・集落基本台帳の確認 ↓																				
2 負傷者等の救助、応急手当 ・防災資機材、救急用品の使用など ↓	2 集落代表者との通信連絡 ・負傷者、住民の安否 ↓																				
3 被害状況の把握、市への報告 ・負傷者、住民の安否 ・食料品、ライフラインの状況など ↓	3 負傷者等の救出救助の実施、要請 ↓																				
4 集落内の避難所等での集団生活 ・集団生活の留意点の確認など ↓	4 県への状況報告 ・負傷者、住民の状況など ↓																				
5 生活物資の確保、要請、調達 ・必要物資リストの確認など ↓	5 集落へのアクセス道路、ライフラインの確保の要請 ↓																				
6 集落外部の避難所への集団避難	6 集落への生活物資の搬送や要請 ↓																				
※市町村との定期的な連絡 ・状況報告、各種支援要請など	7 二次災害予防対策の実施や要請 ↓																				
	8 集落内外への避難等の必要性検討 避難勧告・指示 集落外の避難所の確保、対応要請 ※集落代表との定期的な交信 ・県への定期的な状況報告																				

黒部市地域防災計画新旧対照表(平成23年1月修正)

修正箇所 ページ番号	新	旧	備考
P101~102	<p>2 応急対策の実施方法</p> <p>(1) 通信連絡の確保と調査員の派遣 市(総務班)は、孤立集落の自主防災会長等と通信連絡手段の確保に努める。 通信途絶地域に対しては、消防本部と連携し、消防団員等による調査隊を現地に派遣する。 地滑りの発生等により山間部の徒歩に危険が伴う場合は、総務班が県(消防課)に要請し、ヘリコプターによる調査員派遣を行う。また、状況によっては県を通じ自衛隊の協力を要請する。</p> <p>(2) 被害実態の把握及び救出救助の実施、要請 市(総務班)は、孤立集落の自主防災会長等または調査隊からの被害状況の報告を取りまとめ本部に報告する。この場合、次の点に留意する。 ア 住民の避難状況及び死傷・傷病者の発生状況(人数・容態等) イ ヘリコプターの発着可能場所 ウ 医師等の現地派遣の要否 エ 要援護者の状況(各態様別人数等) オ 食料、飲料水等の状況 状況により、消防本部と連携し、速やかに負傷者等の救出救助活動を行う。 なお、ヘリコプターによる救出救助を要する場合は、総務班が県(消防課)へ要請する。また、状況によっては県を通じ自衛隊の協力を要請する。</p> <p>(3) 生活物資(食料等)の搬送、要請 孤立集落への食料、飲料水等の搬送について、道路状況により車での接近が困難な場合等は、必要に応じて、総務班が県へヘリコプターを要請する。また、状況によっては県を通じ自衛隊の協力を要請する。</p> <p>(4) ライフラインの応急復旧による生活基盤の確保 孤立地区の当面の生活基盤を確保するため、電気の復旧、仮設道路等の開設による輸送路の確保を実施する。</p> <p>第33節 市民相談計画</p>		<p>災害時の孤立集落発生に備えた応急対策の概要及び応急対策の実施方法についての追記を行った。</p>
P105	<p>5 税の徴収猶予および減免</p> <p>6 被災者生活再建支援法に基づく支援 一定規模の自然災害により、生活基盤に著しい被害を受けた者であって、経済的理由等により、自立した生活を再建することが困難な者に対し、被災者生活再建支援法に基づき支援金を支給することにより、自立した生活の開始を支援する。 支給対象世帯と支給限度【資料13-6】</p> <p>67 その他の対策</p>	<p>5 税の徴収猶予および減免</p> <p>6 その他の対策</p>	<p>被災者生活再建支援法についての追記を行った。</p>